

浦 監 第 17 号  
平成 17 年 6 月 27 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 17 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成 17 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告書

### 1．監査の範囲

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2．監査対象部局

生涯学習部

### 3．監査の実施期間

平成 17 年 4 月 1 日から 5 月 26 日

### 4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

### 5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

#### (1) 生涯学習課

社会教育関係団体活動補助金について、次の事項を改善されたい。

補助金の交付基準について

社会教育関係団体活動補助金交付要綱には、各団体への補助金額の交付基準が明記されていない。交付基準を定めなければ、交付申請書を適切に審査することは不可能である。補助金は、透明性・公益性が確保されていることが必要であり、客観的妥当性を維持するためにも補助金算出に必要な基準を明示し、補助金額の査定を厳密に行うよう改善を求める。

補助金の補助対象について

社会教育関係団体活動補助金は、要綱では事業補助となっているが、運営費補助と同様に様々な経費に充当されている。補助対象を事業に限定するよう見直しされたい。

実績報告書の精査について

生涯学習課は、各団体から提出された実績報告書について、領収書、通帳、出納簿などの確認を一切行っていなかった。補助金担当課は、これらの証拠書類を確認し、決算書が正確であるか確認する義務がある。今後は、実績報告書の精査を徹底するよう求める。

食糧費の扱いについて

食糧費は、補助対象としては原則的に認めることはできない。各団体の決算書を見ると補助金が飲食に充てられている事例が多く見られた。懇

親会や活動中の飲食は、自己負担が原則である。今後は、団体への指導を含めた改善を実施されたい。

繰越金の扱いについて

翌年度への繰越が多く見られた。決算の結果、翌年度へ繰越額が発生した場合、その金額が補助金額に比べ大きい場合は、内容を充分精査し、原則返還されたい。

浦安細川流投網保存会

- ・ 活動実績を見ると、全体の4割が郷土博物館の海苔すき体験協力となっていた。補助金は、細川流投網を保存するために出されたものであり、海苔すき体験協力に出されたものではない。見直しを行われたい。会の支出内訳を見ると、飲食代や交際費など本来の補助目的と異なる支出が多く見られる。懇親会関係の領収書には、収入印紙の無いものもあった。生涯学習課は、補助金交付にかかる関係書類を適切に審査されたい。
- ・ 決算書を見ると創立10周年記念研修用積立金として145,183円計上していた。収入が補助金と会費収入に限られるなか、会費収入を上回る金額が積立られていた。補助金を積立金や繰越にすることは、補助金の主旨に反する目的外使用である。生涯学習課は、積立を認めるとの回答であったが、積立を認める理由は無い。社会教育関係団体活動補助金交付要綱第11条より速やかに返還されたい。

浦安舟大工技術保存会

事業費、消耗品代の領収書など証拠書類の提示を求めたところ、処分され、証拠書類は残っていなかった。このような状況が定期監査により明らかになり、平成16年度に交付された補助金について、全額返還するとの説明があった。生涯学習課は、これまで証拠書類などの確認を怠っていたので今後は、補助金交付にかかる関係書類を適切に審査されたい。

補助金交付申請書及び実績報告書について

一部の団体は、申請書類を市職員に依頼し作成していた。これらの業務は、本来補助金を受ける団体が行うものであり、補助金を交付する立場である職員は、関与するものでない。職員の意識改革を図るとともに、団体への指導を徹底されたい。

(2) 美浜公民館・堀江公民館・当代島公民館・日の出公民館

郵便切手について、確認印漏れや不急な購入が見られたので、在庫枚数等を把握し、適正な管理をされたい。

(3) 図書館

入札差金や契約差金が生じた場合は、差金を予算措置のない事務事業に安易に充当することがないように減額補正予算を計上するなど適切に処理をされたい。

郵便切手については、使用状況を勘案した上で、必要最低限の購入に止

めるよう適正な管理に努められたい。

#### (4) 視聴覚ライブラリー

視聴覚メディア研修会経費について、事業終了後に翌年度分として消耗品が購入されていた。不適切な執行であるため、今後は適正な予算執行に努められたい。

パソコン研修にかかわる委託契約について、類似事業でありながら先に実施した事業の契約金額に比べ割高なものが見受けられた。契約の際は類似事業の見積を参考に内容を十分精査されたい。

自主教材作成経費について

- ・ 委員に委嘱されている小中学校の先生は「職務に専念する義務の免除」扱いとされている。委員として活動している時間は、公務災害に該当しないので、事故等にあつたときの対応について検討されたい。
- ・ 委嘱状の交付日に報償金を支払っているが、報償費は、役務の提供等に対する謝礼や報償的意味を持つ経費であるから活動終了時に支給すべきである。支給時期について検討されたい。

#### (5) 郷土博物館

博物館活用検討委員会への小中学校の先生の出席が「職務に専念する義務の免除」扱いとされていることについて、委員として活動している時間は公務災害に該当しないので、事故等にあつたときの対応について検討されたい。

報償費について、講師謝礼は原則、源泉徴収しなければならないが数件徴収していないものが見受けられた。源泉徴収は適切に行うよう改められたい。

博物館運営経費全体が約一億円の内、施設維持管理費等の固定経費が6割を占めている。常設の展示やボランティアとのふれあいを重視した形態をとっているが、今後は、来館者の減少を考慮して、自主事業の充実を図るよう検討されたい。

#### (6) 市民スポーツ課

総合体育館・室内プール維持管理費の光熱水費について、多額の予算残額が生じることなどが無いよう、適切な予算計上に努められたい。

総合体育館のカフェテリアに要する経費について、所定の手続きをせず総合体育館・室内プール維持管理費以外の他の事業費から支出している状況が見受けられた。止むを得ず他事業へ支出する場合は、事業別予算の趣旨を踏まえ必要な手続きを経るなど、適切な執行を行われたい。

東野プール維持管理費の使用料及び賃借料について、1,827千円の入札差金が発生していたにもかかわらず、減額補正をしていなかった。今後、入札差金が発生した場合は速やかに減額補正をされたい。

市民スポーツ団体スポーツ補助金について、千葉県民大会開催費に対し

補助することは有意義だが、補助内容について充分把握していない状況が見受けられた。補助に当たっては補助対象事業の把握や実績報告書の精査など、適切な執行に努められたい。

事業の実施に当たっては、当初見込めなかった状況が発生することは理解できるが、全体的に予算の流用が多く見受けられたので、計画的な予算執行に努められたい。

#### (7) 青少年課

ジュニアリーダー研修会の講師への食事の提供については、原則提供しないという監査措置を行ったにもかかわらず、継続的に食糧費を支出していた。また、他の事業においても監査措置に反し、十分な検討もせず食糧費を支出していた。今後は、職員の意思統一を徹底し、食糧費の抑制に努められたい。

青少年海外派遣事業の旅費について監査したところ、職員2名、中学校英語教師1名が引率していた。3名の旅費を確認したところ、10泊12日のうち、最初の2泊については、青少年と同一のホテルに宿泊することが限定されている。この宿泊費は、1泊87ドル(87ドル×130円=11,310円)であるにもかかわらず、浦安市職員の旅費に関する条例に定められた、定額18,800円が支給されていた。差額分については、本来精算すべきものであるにもかかわらず、差額分を様々な経費に充当したとの説明があった。旅費を目的外に使用することは、不適切である。精算を行うよう求める。

青少年海外派遣事業の引率英語教師の旅費については、報償費として403,000円支給していた。積算内訳は、航空運賃163,000円、宿泊料18,800円×10泊、日当5,200円×10日となっていた。日当については、平成15年4月1日より廃止されており、不適切な積算内訳となっている。また、報償費は、役務の提供等に対する謝礼や報償的意味を持つ経費であるから源泉徴収が必要になるにも係わらずその処理もされておらず、不適切な支出となっていた。旅費を報償費として支出するには問題点が多く、今後は、支出方法について改善するよう検討を求める。

青少年海外派遣事業において、アメリカ合衆国内での手配関係を現地会社と契約していた。契約内容を確認したところ、1ドル130円換算で積算されていた。実際に渡航した期日の為替は、109円程度であり契約為替レートが適切でなかった。また、契約日が8月6日で8月14日から25日の渡航にも係わらず現地会社への支払は、翌年3月23日であった。契約の方法及び事務手続きが明らかに不適切であり、今後改善を求める。

洋上研修事業の事前現地調査のために、毎年職員を3名北海道へ出張させているが、洋上研修へは旅行会社の添乗員も同行しており、職員は2名しか参加していない。職員3名が事前に行く必要性や視察内容について検討されたい。

放課後異年齢児交流促進事業の保険料は、予算計上したにもかかわらず支出していなかった。理由を確認した結果、名目予算で計上したとの回答であった。厳密な予算編成を実施されたい。

(8) 青少年館・青少年センター

青少年補導員連絡協議会の県外研修については、1泊2日で実施されていた。研修へ参加した補導員へは、報償費として研修実施前に15,300円を支給していたが、報償費の算出根拠が不適切であるとともに、研修内容についても宿泊を必要とするものではなかった。今後は、計画性を持ち内容の充実した研修を行うよう改善されたい。また、報償費は、役務の提供等に対する謝礼や報償的意味を持つ経費であるから活動終了時に支給すべきである。支給方法について検討されたい。また、報償費は、謝礼に対して源泉徴収が必要になるにも係わらずその処理もされておらず、不適切な支出となっていた。改善を求める。

青少年館利用者登録カードの印刷について、前年度に契約した業者が印刷の版を持っているという理由で一社随意契約が行われていた。今後は、競争原理を働かせ複数の業者から見積りを徴収し、適正な契約を行うよう改善されたい。

青少年館の封筒印刷について、年度末の3月7日、14日に5,000枚、2,000枚が同一業者に発注されていた。在庫が少なくなったと言え、年度末の執行であるとともに、契約を回避するために伝票分割が行なわれていた。今後は計画性を持った適切な執行を行うよう改善されたい。